

recipe サービス利用規約 新旧対照表

変更目的	変更前	変更後
民法改正に伴う変更	<p>第 3 条（本規約の適用）</p> <p>2. 本規約は、お客様に対する何らの事前の通知または承諾なしに、随時に改定されることがあります。改定後の本規約は、Web ページへの掲載、電子メールの送信その他当社が適当と判断する方法によりお客様に通知するものとし、当社が Web ページへの掲載または当該通知を発信したときをもって効力を発するものとします。</p>	<p>第 3 条（本規約の適用）</p> <p>2. 本規約は、お客様に対する何らの事前の通知または承諾なしに、随時に改定されることがあります。改定後の本規約は、Web ページへの掲載、電子メールの送信その他当社が適当と判断する方法によりお客様に通知するものとし、当社が Web ページへの掲載または当該通知を発信したときをもって効力を発するものとします。当該変更内容の通知後、お客様が個別契約を更新した場合又は当社の定める期間内に契約終了の手続をとらなかった場合には、お客様は、本規約の変更に同意したものとみなします。</p>
各契約書の優先順位を明確にいたしました	<p>第 5 条（利用の開始）</p> <p>第 3 項新規追加</p>	<p>第 5 条（利用の開始）</p> <p>3. 個別契約に本規約の条項と異なる定めがある場合、個別契約の定めが本規約の条項に優先して適用されるものとします。</p>
禁止行為について見直しをし、責任の所在について明確にいたしました	<p>第 9 条（禁止事項）</p> <p>(4) 本規約に基づいて生じる権利、義務の第三者への継承、譲渡、およびそれに類する行為。</p> <p>(7) 政治活動またはこれに類する目的のために個別サービスを利用する行為。</p> <p>2. 当社は、前項各号に掲げる行為があったものと確認した場合には、前項各号にかかる情報の全部または一部について、当社が別途定める手続に従い当該情報の全部または一部を削除する他、個別サービスの全部または一部を停止すること</p>	<p>第 9 条（禁止事項）</p> <p>(4) 本規約に基づいて生じる権利、義務の第三者への継承、譲渡、担保提供およびこれらに類する行為。</p> <p>(7) 政治活動、宗教活動、風俗関係またはそれらに類する目的のために個別サービスを利用する行為。</p> <p>2. 当社は、前項各号に掲げる行為があったものと確認した場合には、前項各号にかかる情報の全部または一部について、当社が別途定める手続に従い当該情報の全部または一部を削除する他、個別サービスの全部または一部を停止または</p>

	<p>ができるものとしします。その場合当社は、事前にお客様に通知するものとしします。ただし、緊急止むを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p>中止することができるものとしします。その場合当社は、事前にお客様に通知するものとしします。ただし、緊急止むを得ない場合はこの限りではありません。当該削除、停止または中止に起因してお客様およびその他第三者が何らかの損害を被った場合でも、当社は一切の責任を負わないものとしします。</p>
<p>サービス提供中止原因の見直しを行い、責任の所在について明確にいたしました</p>	<p>第 12 条（提供の中止）</p> <p>(1) 個別サービスにかかる費用、個別サービスの提供の対価（以下「サービス料」といいます）その他の債務の全部または一部を弁済しない場合</p> <p>(2) 本規約に違反した場合</p> <p>3. サービス提供元からのサービス提供が終了した場合、個別サービスは、サービス提供元が終了する時点をもって、提供を中止するものとしします。なお、当社は、当該中止によりお客様が被る一切の損害について、何らの責任を負わないものとしします。</p>	<p>第 12 条（提供の中止）</p> <p>(1) 個別サービスにかかる費用、個別サービスの提供の対価（以下「サービス料」といいます）その他の債務の全部または一部を支払わない場合</p> <p>(2) 本規約または個別契約のいずれかに違反した場合</p> <p>3. 事由の如何を問わずサービス提供元からのサービス提供が終了した場合、個別サービスは、サービス提供元が終了する時点をもって、提供を中止するものとしします。なお、当社は、当該中止によりお客様が被る一切の損害について、何らの責任を負わないものとしします。</p>
<p>直販ユーザ対応のため、契約期間にかかる条文を追加いたしました</p>	<p>新規条文追加</p>	<p>第 14 条（契約有効期間）</p> <p>個別サービスの有効期間は、個別契約に記載のサービス利用開始日からサービス利用終了日までとしします。ただし、サービス利用終了日の 1 ヶ月前までに、お客様または当社のいずれからも相手方に対する書面による終了の意思表示がなされない場合には、サービス利用終了日の翌日からさらに 1 ヶ月更新するものとし、以後期間満了毎この例によるものとしします。</p>
<p>条文追加による条番号の変更</p>	<p>第 14 条（お客様の協力）</p>	<p>第 15 条（お客様の協力）</p>
<p>直販ユーザ対応のため契約金額に係る条文を追加いたしました</p>	<p>新規条文追加</p>	<p>第 16 条（契約金額）</p> <p>個別サービスの実施の対価（以下「サービス料」といいます。）は、個別契約に記載の「サービス利用料金」のとおりとしします。</p>

		2. サービス料は、個別契約に記載の課金開始日から発生し、サービス利用終了日まで課金されるものとします。なお、第14条に規定の通り、契約が更新された場合においても同様に課金されるものとします。
直販ユーザ対応のため支払方法に係る条文を追加いたしました	新規条文追加	第17条（支払方法） お客様は、サービス料を、当社が発行する請求書に基づき、支払うものとします。 2. 当社は、個別サービスの有効期間中、毎月末日までに、サービス料およびこれに係る消費税等相当額の当月分を、書面でお客様に請求するものとし、お客様は当該請求書を受領した日を含む月の翌月末日までに、別途当社が指定する銀行口座へ振り込む方法により当社にこれを支払うものとします。送金手数料はお客様の負担とします。
直販ユーザ対応のため遅延損害金に係る条文を追加いたしました	新規条文追加	第18条（支払遅延） お客様は、本規約および個別契約に基づき生じる債務の弁済を怠った場合、当社に対し支払期日の翌日から完済の日まで年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
条文追加による条番号の変更	第15条（第三者への委託）	第19条（第三者への委託）
条文追加による条番号の変更	第16条（責任の制限）	第20条（責任の制限）
秘密保持義務について見直しを行いました	第17条（秘密保持義務） お客様および当社は、個別サービスの提供にあたり知り得た相手方の資料、電磁的記録媒体、その他の有形な媒体により提供された業務上、技術上その他の情報であって、開示の際に相手方から秘密である旨明示された情報（以下「秘密情報」といいます）を、個別サービスの提供目的のみに使用するものとし、また相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、個別サービスの提供期間中のみならず提供終了後も、第三者に開示し、または漏洩しないものとします。ただし、次の各号の一に該当する情報は秘密情報には含まれないものとします。	第21条（秘密保持義務） お客様および当社は、 本規約または個別契約の履行 にあたり知り得た相手方の資料、電磁的記録媒体、その他の有形な媒体により提供された業務上、技術上その他の情報であって、開示の際に相手方から秘密である旨明示された情報（以下「秘密情報」といいます）を、 本規約または個別契約の履行の目的のみに使用するものとし、また相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、個別サービスの提供期間中のみならず提供終了後も、第三者に開示し、または漏洩しないものとします。ただし、次の各号の一に該当する情報は秘密情報には含まれないものとします。

<p>直販ユーザ対応のため、個人情報の取り扱いについて見直しを行いました</p>	<p>第 18 条（個人情報の保護）</p> <p>当社は、個別サービスの提供に関連して知り得たお客様が保有する個人情報を、別途規定するプライバシーポリシー（「http://www.netcoms.ne.jp/info/privacy」に掲載します）に従い、適切に取り扱うものとします。</p>	<p>第 22 条（個人情報の保護）</p> <p>お客様および当社は、本規約または個別契約の履行に関連して知り得た相手方が保有する個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含みます。また、秘密情報であるか否かを問いません。以下「個人情報」といいます。）を、法令に従い善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく本規約または個別契約の履行以外の目的に利用しないものとします。</p> <p>2. お客様および当社は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、個人情報を第三者に開示しないものとします。ただし、当社が本規約第 19 条に基づく再委託先に対して開示する場合はこの限りではありません。</p> <p>3. お客様および当社は、本規約または個別契約の履行のために必要な範囲を超えて、個人情報を複製しないものとします。なお、お客様および当社は、理由の如何にかかわらず契約が終了し、または相手方の要求があった場合には、遅滞なく複製物を含む個人情報を相手方に返還し、または廃棄するものとします。</p> <p>4. 当社は、個別サービスの提供に関連して知り得たお客様が保有する個人情報を、別途規定するプライバシーポリシー（「https://www.netcoms.ne.jp/privacy/」に掲載します）に従い、適切に取り扱うものとします。</p>
<p>URL 変更の伴う修正を行いました</p>	<p>第 19 条（情報資産の取扱い）</p> <p>当社は、個別サービスの提供に関連して、お客様から取得した情報資産を、別途規定する情報セキュリティ基本方針（「http://www.netcoms.ne.jp/security」に掲載します）に従い、適切に取り扱うものとします。</p>	<p>第 23 条（情報資産の取扱い）</p> <p>当社は、個別サービスの提供に関連して、お客様から取得した情報資産を、別途規定する情報セキュリティ基本方針（「https://www.netcoms.ne.jp/security/」に掲載します）に従い、適切に取り扱うものとします。</p>

条文追加による条番号の変更	第 20 条 (権利義務の譲渡制限)	第 24 条 (権利義務の譲渡制限)
条文追加による条番号の変更	第 21 条 (第三者の知的財産権の侵害)	第 25 条 (第三者の知的財産権の侵害)
条文追加による条番号の変更	第 22 条 (個別サービスの廃止)	第 26 条 (個別サービスの廃止)
直販ユーザ対応のため、反社条 項を追加いたしました	新規条文追加	第 27 条 (反社会的勢力の排除) お客様および当社は、以下の各号について表明し、保証します。 (1) 自らとその役員、経営・事業に実質的な影響力を有する株 主、重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等 (以下 「役員等」といいます。) が、反社会的勢力 (暴力団、暴力 団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運 動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準 ずるものをいい、以下同様とします。) ではなく、今後もそ のようなことはないこと (2) 自らとその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべ き関係を有しておらず、今後もそのようなことはないこと (3) 自らとその役員等が、相手方との契約に関連する業務の遂行 において、反社会的勢力と知りながら、その業務の全部また は一部を遂行させておらず、今後もそのようなことはないこ と (4) 自らとその役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提 供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持 運営に関与しておらず、今後もそのようなことはないこ と
終了原因の見直しを行い、賠償 請求可否の明確化を行いまし た	第 23 条 (サービスの終了) (8) 自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係 企業・団体の関係者、総会屋、その他の反社会的勢力 (以下 「反社会的勢力」と総称します) である場合または反社会的 勢力であった場合。 (9) 自己または自己の役員が、反社会的勢力を利用し、または 反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供給	第 28 条 (サービスの終了) (8) 第 27 条の保証表明のいずれかに違反したとき。 (9) その他当社とお客様の信頼関係を破壊する事由が生じ たとき。 3. 当社は、第 1 項に基づき個別サービスの提供を終了したことによ り損害 (訴訟費用および弁護士費用を含みます。) を被った場合

	する等反社会的勢力の維持運営に協力した場合。	には、相手方に対し、当該損害を請求できるものとします。 4.お客様は、第1項に基づき個別サービスの提供が終了したことにより損害を被った場合であっても、当社に対し、何らの賠償を請求することはできないものとします。
直販ユーザ対応のため、解約についての条文を追加いたしました	新規条文追加	第29条（解約） お客様は、当社に対して前までに書面で通知することにより、本規約または（および）個別契約を解除することができます。ただし、最低利用期間内にお客様が解除する場合は、お客様は、残余期間分のサービス料相当額およびこれにかかる消費税等相当額を、解約日までに当社または販売店に対し現金で一括支払いしなければならないものとします。
条文追加による条番号の変更及び文言の修正	第24条（残存条項） 個別サービスの提供が中止または終了した場合であっても第16条ないし第21条、第23条第2項、第28条および本条の規定は、対象事項が存在する限り、なお有効に存続するものとします。	第30条（残存条項） 個別サービスの提供が中止または終了した場合であっても、第17条、第18条、第20条ないし第25条、第28条第2項、第34条および本条の規定は、対象事項が存在する限り、なお有効に存続するものとします。
条文追加による条番号の変更	第25条（契約終了後の措置）	第31条（契約終了後の措置）
条文追加による条番号の変更	第26条（不可抗力）	第32条（不可抗力）
条文追加による条番号の変更	第27条（準拠法）	第33条（準拠法）
条文追加による条番号の変更	第28条（合意管轄）	第34条（合意管轄）
条文追加による条番号の変更	第29条（協議）	第35条（協議）

サービス構成変更に伴う変更

別紙「個別サービス明細表」

	個別サービス名称
1	recipe. 見える会議
2	recipe. learning
3	recipe. office SFA
4	recipe. office WorkFlow
5	recipe. office
6	recipe. portal

別紙「個別サービス明細表」

	個別サービス名称
1	recipe. learning
2	recipe. office

以上